

燕市子ども読書活動推進計画

燕市教育委員会

燕市子ども読書活動推進計画

目 次

第1章 燕市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 はじめに	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の期間	2
4 基本方針	2

第2章 子ども読書活動推進のための具体的方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	3
2 保育園・幼稚園・こども園における子どもの読書活動の推進	5
3 学校における子どもの読書活動の推進	6
4 図書館における子どもの読書活動の推進	9
5 数値目標	13

※資料 子ども読書活動の推進に関する法律	15
----------------------------	----

第 1 章 燕市子ども読書活動推進計画策定にあたって

1 はじめに

近年、私たちの身のまわりでは、テレビ、ビデオのほか、インターネット、携帯電話等の様々な新しい情報メディアの発達・普及に伴い、情報の取得・発信方法が大きく変化しており、その結果、子どもたちの活字離れが進み、読書活動に親しむ機会が減少傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律^{*}」に基づき、「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画^{*}」を策定し、新潟県においても、「新潟県子ども読書活動推進計画^{*}」を策定しています。

燕市では、子どもの読書活動を推進する取り組みとして、赤ちゃんへの読み聞かせで親子のふれあいのきっかけとなるブックスタート事業の実施や、子どもたちが絵本の楽しさを知る機会となる絵本原画展、読み聞かせのイベントの開催等に努めてきました。

2 計画策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念では、「すべての子ども^{*}があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とされています。

燕市においても、子どもの読書活動推進に関わる施策や事業を体系化し、子どもたちに関わる関係機関が協力しあうことで、子どもたちが意欲的に読書活動に親しみ、読書習慣を身に付けることができる環境づくりを進めるために、この計画を策定しました。

※子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月施行。(平成 13 年法律第 154 号)

※子ども読書活動の推進に関する基本的な計画

平成 14 年 8 月 第一次基本計画、平成 20 年 3 月 第二次基本計画、平成 25 年 5 月 第三次基本計画策定。

※新潟県子ども読書活動推進計画

平成 16 年 3 月 第一次計画、平成 21 年 3 月 第二次計画策定。

※子ども

「おおむね 18 歳以下の者をいう。」と示しています。

3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。
なお、その後も見直しを継続していくものとします。

4 基本方針

読書活動を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。

また、読書活動は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会活動に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。特に社会が急激に変化し、複雑化していく中で、読書活動を通じて生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要なことです。

このような読書活動の重要性を踏まえ、家庭・地域・学校等において子どもの読書活動が着実に推進されるよう、次のことを基本とします。

- (1) 家庭・地域・学校等の連携を推進し、子どもが読書活動に親しむ機会の提供に努めます。
- (2) 子どもが読書活動に親しみ、読書習慣を身に付けるよう読書環境の整備と充実に努めます。
- (3) 子どもの読書活動推進に対する理解と関心を深めるために、情報の提供と啓発に努めます。

第2章 子ども読書活動推進のための具体的方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものです。家庭は子どもが初めて言葉を覚え、本に出会い、読書活動のよろこびを感じる場所です。幼い子どもが物語の楽しさを知るには、おはなしをしてくれる人や本を読んでくれる人の存在が必要です。

また、読書活動が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう保護者の配慮が必要です。

【主な取組】

① 保護者への働きかけ

子どもの読書活動を進めるには、まずは保護者に対し読書活動の意義や重要性、楽しさを知ってもらうことが必要です。保育園・幼稚園・こども園、学校、児童館、子育て支援センター、図書館等から保護者へ働きかけます。

② 乳幼児期からの取組

ブックスタート事業^{*}では、絵本の読み聞かせを通して親子のふれあいを促します。

③ 各施設でのおはなし会の充実

子どもたちが集まる施設において、おはなし会や絵本の読み聞かせ等の充実を図ります。

④ 読書情報の発信

市広報紙やホームページ、園だより・学校だより、図書館だより等で読書活動についての情報を発信します。

※ブックスタート事業

すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに絵本を開くという楽しい体験と一緒に、絵本を手渡す活動です。地域ボランティア、保健センター、図書館が協力して行っています。

(2) 地域の役割

児童館等の児童福祉施設は、子どもに健全な遊びの機会を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。児童館等では、児童図書を活用した様々な活動が行われています。中でも児童厚生員*や地域のボランティア、保護者による読み聞かせやおはなし会の活動は、図書館における諸活動と同様に、子どもが読書活動に親しむ契機となっています。

また、地域の公民館等では、児童図書コーナーの設置に加え、ボランティアによるおはなし会等の開催を通じ、子どもたちが読書に親しめる環境づくりに配慮しています。

【主な取組】

① 各施設の読書環境の整備

子どもがいつでもどこでも本に親しめるよう、各施設の児童図書コーナーの充実を図ります。

② 各施設における読書活動の推進

児童館、地域の公民館等におけるおはなし会や絵本の読み聞かせ等の活動を推進します。

また、絵本を紹介し、子どもたちに本の楽しさを伝えます。児童図書のリサイクル活動にも「エコブックつばめ*」等で取り組みます。

③ ボランティアとの連携・協力

各施設のニーズにあわせて、ボランティアによる読み聞かせの機会を拡充できるよう支援します。

④ 児童館等の職員の資質の向上

児童館等の職員が読み聞かせに必要な知識・技能を習得できるよう支援します。

※児童厚生員

児童クラブや児童館等で子どもたちに直接関わる指導員をいいます。主に小学生を対象に、子どもの遊びや生活を支えながらそれぞれの家庭の相談等も行い、地域の幼稚園や保育所、学校、家庭との連携を図り、子どもたちがよりよい環境で生活できるようにします。

※エコブックつばめ

家庭や企業・団体で不要となった本を寄贈してもらい、ボランティアの手によりクリーニングや整理をしたうえで、地域内の児童施設、学校施設、各家庭へ無償で提供を行っています。

2 保育園・幼稚園・こども園における子どもの読書活動の推進

(1) 保育園・幼稚園・こども園の役割

保育園・幼稚園・こども園は、家庭とともに子どもの人格形成の基礎を育成するための大切な場所です。友だちとの出会いのほか、読み聞かせや絵本との出会いは、乳幼児期の好奇心や探究心を高めます。豊かな情操や生きる力の基礎を育成するために、多くの絵本に親しむことができる環境整備を進めます。

【主な取組】

- ① 読書活動を取り入れた教育・保育の充実
幼児の興味や発達段階に応じた魅力ある図書の充実に努めるとともに、保育士・幼稚園教諭やボランティア等による読み聞かせの機会を増やし、絵本に興味を持てる環境整備を進めます。
- ② 家庭への情報発信
保育園・幼稚園・こども園の行事や園だより等を通して、保護者に対し、読書活動の大切さや意義について情報発信を行います。
- ③ 研修や講演会による職員の資質の向上
保育士、幼稚園教諭が研修等に参加できるよう支援し、資質の向上を図ります。

3 学校における子どもの読書活動の推進

(1) 学校の役割

学校は、児童生徒の読書習慣を形成していくうえで大きな役割を担っています。子どもたちは読書活動に対する興味や関心を持ちながらも、年齢が上がるに従い読書に親しむ機会が減少する傾向があります。それぞれの年代に応じた読書環境を家庭や地域との連携を図りながら学校教育の中で整えていくことはとても重要です。

学校教育法第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」とされており、読書活動の役割が重要視されています。

また、新しい学習指導要領[※]では、言語活動の重要性をうたっており、学校における読書活動は大きな役割を担っているといえます。

【主な取組】

① 学校図書館の環境整備

子どもたちが図書館に行きたくなるような環境整備や、児童生徒が多くの図書にふれる機会が持てるよう学校図書館図書標準[※]を達成し蔵書の充実に努めるとともに、各教科等の教育活動を支える蔵書構成について配慮します。

※新しい学習指導要領

学習指導要領とは、全国どここの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するために、各教科の目標や内容等を文部科学省が定めているもので、教科書や学校での指導内容のもとになるものです。小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面実施された新学習指導要領においては、「ゆとり」でも「詰め込み」でもなく、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力等の育成を重視しています。

※学校図書館図書標準

学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が平成5年3月に定めています。例として、小学校18学級の場合の蔵書冊数は10,360冊、中学校15学級の場合の蔵書冊数は10,720冊とされています。

② 読書活動の推進

各教科で、学校図書館を活用した学習活動を推進するとともに、「朝読書※」や「読書タイム※」等、児童生徒が楽しみながら読書習慣を身に付けることができる活動を推進します。司書教諭※や図書担当職員が、児童生徒を指導しながら図書委員会活動を活発に行い、読書週間や図書だより等で読書の楽しさを伝えていきます。

③ 家庭や地域への情報発信

学校のホームページや図書だより等を通じて、読書活動の大切さを保護者や地域へ積極的に発信します。

④ 読書活動を進めるための連携協力・支援

読み聞かせボランティアを活用した定期的な読み聞かせや、市立図書館が行うブックトーク※、団体貸出を活用するなど相互の連携協力を進めます。

また、各学校には、読み聞かせボランティア、学校図書館ボランティアの協力が不可欠となっていることから、相互の情報共有や研修会等への参加を呼びかけ、ボランティア活動を支援します。

⑤ 学校図書館の情報化の充実

学校図書館の蔵書管理システムの段階的な稼働により、学校図書館の効率的な運用を進めます。

※朝読書、読書タイム

全国に広まった「朝の読書運動」に準じた燕市の小・中学校独自の取り組みです。「朝の読書運動」は読書を習慣づけることを目的に、始業時間前の10分程度を利用して行う読書活動をいいます。

※司書教諭

学校図書館法では、学校図書館の専門的職務を担う教員として、司書教諭を学校に置くこととしています。司書教諭は、教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担います。

※ブックトーク

一定のテーマで複数冊の図書をおりませで紹介することにより、聞き手が読書のおもしろさに気づき、読んでみたいという意欲を起こさせるものです。

⑥ 学校司書※配置の検討と地域連携

学校司書は、司書教諭とともに学校図書館の資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置については今後検討することとし、当分の間は、「地域に根ざす学校応援団事業※」と連携します。

また、地域でのボランティアによる読み聞かせなどを活用し、読書活動を支援していきます。

⑦ 市立図書館との連携

児童生徒の読書活動や多様化する調べ学習等に市立図書館との協力関係が大切となるため、市立図書館との連携を強化します。

※学校司書

教員としてではなく、事務職員として採用された者で学校図書館に勤務する職員を学校司書と呼びます。

※地域に根ざす学校応援団事業

平成 21 年度から始まった地域ぐるみで学校を支援する事業をいいます。学校は地域の支援を得ることで、学校と地域との連携体制が築かれ、教員が子ども一人ひとりに対し、きめ細やかな指導をする時間を確保できることを期待されています。平成 25 年度、燕市では「学校支援地域本部事業」から「地域に根ざす学校応援団事業」に名称を変更しました。

4 図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館の役割

図書館は、豊富な図書の中から自分が読みたい本を自由に選択することができる場所であり、保護者にとっても子どもに読ませたい本を選択し、子どもの読書活動について相談できる、最も中核的な役割を担っています。

また、幼児にとっても、個人を尊重し、読書活動の機会を広げてくれる大切な場所です。

子どもたちの知的好奇心を満たし、学習を助け、子どもたちの一生の友となる「本」との出会いを提供することは、図書館の大切な役割です。

市内には、燕・吉田・分水の各地区に図書館があり、オンラインによるネットワークを結んでいます。「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」の図書館の基本的理念のもと、市内均一の図書館サービス網を形成しています。児童図書は、約 6 万冊を所蔵し、さまざまな児童サービスを展開しています。

【主な取組】

① 図書館資料の充実

絵本や紙芝居、児童図書等の図書館資料の充実を図り、魅力のある図書館づくりに努めます。

また、調べ学習や総合的な学習の時間*のための図書を充実します。

② 専門性の向上

児童サービスに携わる図書館職員は、子どもの本に関する豊富な知識と、子どもに対する深い理解を必要とします。図書館では、児童へのサービスに必要な知識・技能を身に付けるための研修を実施し、職員の専門性の向上を図ります。

※総合的な学習の時間

これまでの画一的な学校の授業を変えて、地域や学校の実態に応じ、学校が創意工夫して、特色ある教育活動を行える時間、また、国際理解、情報、環境、福祉・健康等の従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間として学習指導要領に取り入れられました。小・中学校では平成 14 年度から、高等学校においては平成 15 年度から本格的に実施されています。

- ③ 赤ちゃん絵本コーナーの充実・赤ちゃんタイム[※]の実施
乳児から楽しめる絵本を揃え、赤ちゃん絵本コーナーを設置することにより、保護者にいつでも手渡すことができるようにします。赤ちゃんタイムを実施し、図書館でゆっくりと本を探せるように、子育て世代の保護者を応援します。
- ④ 読み聞かせ・おはなし会の開催
ブックスタート事業のフォローアップとなる乳幼児のおはなし会や、幼児・児童のおはなし会等、成長期にあわせた行事を図書館で開催します。
- ⑤ 絵本原画展[※]、各種行事の開催
全国的に活躍している絵本作家の原画展を開催し、子どもたちに繊細な絵のタッチ、息遣いを感じてもらうことで、子どもたちが絵本の楽しさを知る機会をつくります。
また、映写会等の子どもを対象とした行事を充実し、子どもと図書館を結び付けていきます。
- ⑥ ボランティアグループの育成・支援
各種行事については、ボランティアの協力が不可欠となっています。初心者向けの読み聞かせボランティア養成講座、ボランティアとして活動している人向けのスキルアップ講座等、研修会を行います。読み聞かせボランティアグループの活動を支援するとともに、市全体のネットワークを図り、定期的な情報交換が行われるよう努めます。

※赤ちゃんタイム

月に1回、午前中の2時間を、少しだけ声が出て構わない赤ちゃんタイムの時間帯として設定し、子育て世代の保護者も気兼ねなく図書館を利用してもらう時間をつくります。

※絵本原画展

燕市立図書館で近年行われた絵本原画展は次のとおりです。平成20年「かこさとし 絵本原画展」、平成21年「田島征三 絵本原画展」、平成22年「長谷川義史 絵本原画展」、平成23年「宮西達也 絵本原画展」、平成24年「村上康成 絵本原画展」、平成25年「とよたかずひこ 絵本原画展」、平成26年「tuperatupera 絵本原画展」

⑦ 障がいのある子どもへのサービス

特別支援学級への読み聞かせや図書貸出等の実施、点字図書[※]、布絵本[※]、触る絵本[※]の蔵書の充実を図るとともに、障がいのある子どもにどのようなサービスができるか検討し、読書活動を楽しむための支援を行います。

⑧ 学校や保育園・幼稚園・こども園等への支援、情報発信

学校をはじめ、保育園・幼稚園・こども園、児童館、児童クラブ等、地域の関係機関に対し、子どもたちに質の高い読書を提供するため図書館職員を中心に、教職員、ボランティアと協力し、厳選した本のリストを作成し配布するとともに団体貸出を行います。

学校から依頼の多いテーマの資料については、「スタディパック[※]」として学校用に用意したものを貸し出します。

また、子どもたちが本と出会うきっかけの一つとなるように、図書館の行事や図書館おすすめの本の紹介等、工夫を凝らした内容を掲載した図書館だよりを発行します。

⑨ 「図書館を使った調べる学習コンクール[※]」への取組み

図書館資料を活用した調べる学習を通じて、子どもたちが自ら考え、表現する力を育むため、夏休みの自由研究等で図書館を活用した調べ学習の作品を「図書館を使った調べる学習コンクール」へ出品するサポートをします。

※点字図書

視覚障がい者のために点字等で記述された図書です。

※布絵本

布に刺繍やアップリケを付けたりして立体感をもたせて作られた絵本です。ボタン・ファスナー・マジックテープ・ひも等を使って、くっつけたり、はずしたり、結んだりすることができます。視覚だけでなく、布の感触を通して触覚も使って楽しむことができ、肢体不自由児や視覚障がい児のための機能訓練にも使われています。

※触る絵本

絵が触って分かるように布やビニール、毛皮等の様々な素材で作られた絵本です。視覚障がい児は、貼り付けられた立体的な絵を触ることで、実物を想像して楽しむことができます。

※スタディパック

調べ学習にすぐに活用できるよう、例えば、修学旅行用資料や環境問題・米等の授業単元用資料といったテーマごとに図書を選び、学校への貸出用にセットにしたものです。

※図書館を使った調べる学習コンクール

財団法人図書館振興財団が実施している、子どもたちが図書館を使い、興味を持って取り組み調べたことを作品にして応募する全国コンクールです。

⑩ こどもの読書週間※中のイベント開催

子どもたちにもっと本に親しんでもらうため、こどもの読書週間中にあわせて「つばめおはなし祭り」等のイベントを開催します。

※こどもの読書週間

読書推進運動協議会が主催するもので、昭和34年から始まりました。こどもの日を含む2週間でしたが、平成12年の「子ども読書年」を機に、4月23日から5月12日までの3週間となりました。

5 数値目標

燕市の子どもの読書活動を推進するため、平成 31 年度までに達成する数値目標は次のとおりです。

なお、進捗状況の確認は、図書館協議会が行うこととし、市はその管理に努めます。

また、紙面の都合上、主な取り組みを掲載しております。施策を体系化して施策毎に目標指標を記載しているため、再掲している箇所があります。

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

No.	目 標 指 標	現状値 25年度末	目標値 31年度末	担当課
1	市立図書館の児童図書の間年貸出冊数	113,853 冊	115,000 冊	図書館
2	こどもの読書週間*中のイベント参加者数	335 人	380 人	図書館

2 保育園・幼稚園・こども園における子どもの読書活動の推進

No.	目 標 指 標	現状値 25年度末	目標値 31年度末	担当課
1	ボランティアの活用等による読み聞かせ実施施設数	5 園	全園実施	子育て支援課

3 学校における子どもの読書活動の推進

No.	目 標 指 標	現状値 25年度末	目標値 31年度末	担当課
1	学校図書館ボランティア活動学校数	20 校中 13 校	20 校中 20 校	学校教育課
2	図書館を使った調べる学習コンクール*への出品数	0 出品	20 出品	図書館
3	学校図書館1人当たりの年間貸出冊数	40 冊	52 冊	学校教育課

*こどもの読書週間 P. 12 参照

*図書館を使った調べる学習コンクール P. 11 参照

4 図書館における子どもの読書活動の推進

No.	目 標 指 標	現状値 25年度末	目標値 31年度末	担当課
1	15歳以下の子どもの 1人当たりの年間貸出冊数 (個人貸出)	4.58冊	5.60冊	図書館
2	点字図書*・布絵本* ・触る絵本*の蔵書冊数	50冊	80冊	図書館
3	保育園、幼稚園、こども園、 学校、児童館、子育て支援 センターへの団体貸出冊数	12,988冊	15,000冊	図書館
4	学校向けスタディパック* の貸出数	0セット	15セット	図書館
5	図書館を使った調べる学習 コンクール*への出品数 (再掲)	0出品	20出品	図書館
6	こどもの読書週間*中の イベント参加者数(再掲)	335人	380人	図書館

※点字図書 P.11 参照

※布絵本 P.11 参照

※触る絵本 P.11 参照

※スタディパック P.11 参照

※こどもの読書週間 P.12 参照

(資料)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

燕市子ども読書活動推進計画

平成27年3月

燕市教育委員会

(担当 社会教育課)